

令和5年度（2023年度） 第2回

吹田市介護老人保健施設指定管理者候補者選定委員会 議事録

1 開催日時、場所

令和5年(2023年)8月23日(水) 午後1時28分から午後2時35分まで

吹田市文化会館（メイシアター）レセプションホール

2 出席委員

- (1) 寺本 尚美 梅花女子大学 教授（1号委員）
- (2) 清水 昌美 千里金蘭大学 准教授（1号委員）
- (3) 和田 賢次 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員（1号委員）
- (4) 渡邊 眞 吹田市民生・児童委員協議会 副会長（2号委員）
- (5) 神谷 拓摩 近畿税理士会吹田支部 （3号委員）

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 労務、財務についての講評
- (3) ヒアリング等審査
- (4) 答申
- (5) その他、閉会

5 議事の概要

(1) 開会

委員長 （挨拶）

それでは、次第のとおり、議事を進めたいと思います。まず、書類審査として事務局から資料説明をお願いします。

事務局 （議事の進め方について説明）

委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

(質問等なし)

(2) 労務、財務についての講評

委員長 ないようでしたら次に応募者の労務や財務面について、専門的見地から御講評いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 (一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の人事労務の状況について説明。)

委員長 ありがとうございます。

只今御講評いただきましたが、御質問等はございますか。

委員長 就業規則第 37 条に育児休業、介護休業等に関する規定につきましては、別に定めると書いてありますが、その別が見つからないのですが、追加の資料は事務局にありますか。

事務局 ありません。

委員長 その規定がないと法改正が反映されているのか判断ができないので、ヒアリングの時に質問等いただいてそのお答えで判断した上で、後から資料を提出していただくなどそういったことがあったほうがいいのかと思っておりますが、それは可能ですか。

事務局 はい。お願いします。

委員長 ほかに、御質問ございますか。

委員 (質問等なし)

委員長 ないようですので、財務の面について、専門の委員から御説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 (一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の財務状況について説明。)

委員長 ありがとうございます。只今御講評いただきましたが、御質問等はございますか。

(質問等なし)

それではないようですので、ヒアリング等審査を始めます。

(3) ヒアリング等審査

委員長 ヒアリング等審査を始めます。

委員長 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の審査です。

入室してもらってください。

事業団 (自己紹介及びプレゼンテーション)

委員長 質疑応答に入ります。何か御質問等はございますか。

委員 育児休業規定や労使協定の添付がなかったのですが内容が確認できていないのですが、規定や労使協定は作成されているのでしょうか。

事業団 本事業団の育児休業、介護休業等に関する規定につきましては、就業規則の中に一文だけあ

ったかと思いますが、その内容については別に定めるとしておきまして、内部の起案処理で吹田市の規定を準用するという決裁処理をしています。

委員 労使協定に関しても準用されているということですか。

事業団 平成3年、4年の開設当初のときからそのようにしています。

委員 育児、介護休業規定は、改正が追いつくことも職員に周知することも大事ですので、目に見える形で規定された方がよいと思います。

事業団 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

委員 資料の中で「想ひ出の間」に回想法と書かれていますが、内容を説明してください。

事業団 今から20年前くらいになりますが、元々は北名古屋市、昔の師勝町と呼ばれたところで回想法がありまして、この施設の職員がそちらに勉強に行き、吹田に持って帰ってきたことが始まりです。回想法は、認知症に限らずですが、高齢者の方は昔のことをよく覚えておられるとよく言われます。以前でしたら家でもよく、「同じ事ばかり言って」と家庭などで言われていたと思いますが、そうではなく、昔のことを思い出して話をするのは脳にも心にも非常によいことだとアメリカの研究者が言われています。そういったものを取り入れていってみようということで、特にこの施設で人気のテーマは「子供の頃の遊び」です。それを入所者の方に10人くらい集まっていたいて、子供の頃の遊びはどんなことをされていましてかとお話をします。思い出話をする中で、自分が忘れていたことを他の人が話されたことで思い出すことがよくあります。そこで話が盛り上がり、その中で小さなコミュニティが出来上がり、自分の居場所がここにあるという安心感につながったり、ボランティアの方が入ったりしますが、ボランティアのつながりであったりですとか本当に広い部分において認知症の方の心のケアみたいなのところでもありますし、地域と高齢者の交流という意味においても非常に役立っていると思っております。

委員 ありがとうございます。

委員 2点伺います。コロナ禍に入り入所者の制限もあると思いますが、職員の方も様々な制限や感染者が発生した際の業務の負担も大変大きく、この様な状況がまだ続くと思われま。その中で職員の健康管理のところでは何か工夫されていること努力されていることがあれば教えてください。また、在宅生活の継続を支援する役割もあるかと思いますが、その御家族や介護者へ工夫されている支援などありましたら教えていただきたいです。

事業団 新型コロナに関する職員のケアについては、予防が大事だと考えています。大阪府の制度でもあります抗原検査を3日に1回必ず実施することを今も継続しています。コロナに感染する恐れがある時は、世間よりも厳しい状態で職員を休ませています。働く職員がいなければ施設が回りませんので、無理をさせない、休みの期間を少し長くとったりということをさせていただいています。また、在宅復帰に関しては、すべての方が在宅復帰できるわけではございませ

ん。その家族の状況、住宅の状況、本人のADLのレベル、認知症の程度など、色々な要件がございます。多少でも家に帰っていただけたらということで、御家族との懇談会などを開きながら、どんな事をクリアできれば在宅での生活ができるか色々アセスメントしています。在宅での生活は何か月も何年もというわけでは決してなく、例えば1泊2日でも家に帰りましょう、2泊3日でも家に帰ってみましょうというような働きかけをさせていただきながら、例えば排泄の方に問題があって家に帰ってきて受け入れるのがしんどいということであれば、そこをクリアするためにはどういうことを提供させていただいたらいいか、おむつの種類を変えればいいのか、立ち上がりができるようになればいいのか、トイレまで移動ができればいいのか、色々な要件があると思います。そこはその御家族のニーズを聞きながらどういうアプローチをさせていただくか、老健施設では医師をはじめとして看護師、介護職員、理学療法士、栄養士、ケアマネジャーと色々な職員がいますので、そこがチームとなってそういう働きかけをできるだけさせていただいています。

委員 1点目の質問に関して、職員の健康管理で抗原検査するなどあると思いますが、そういうことで休む職員が多くなることで逆に勤務される職員の数が減ったり、1人の負担が増えることに関して、勤務が変動する状況が続いたり制限が多くなる中で、負担も増えているのではないかとこのあたりに対してどのような対策がありますか。

事業団 勤務者が減る状況が見込まれる時には、可能な限り業務負担を減らさなければならないというところで、例えば食事に時間がかかっているのであれば食事のルールを変更して、おやつを提供をやめてお昼にジュースを一緒に提供するとか、すべての方を入浴ではなく申し訳ないですが一部清拭にさせていただいたり、業務を工夫するしかありません。去年の7月に大規模なクラスターがあり、利用者も職員も感染した経験があります。そこで業務をどういうふうにして絞っていくのか職員の勤務時間をどうするのか、休憩時間をどうするのか、実際に経験した中で積み上げてマニュアル化させていただいておりますので、利用者には申し訳ない部分もありますが、業務をできるだけ見直す、縮小する業務は何かということまでマニュアル化させていただいております。

委員 介護職員の正規職員の平均在職年数が13年4か月と長いですが、片や昨年度の離職率が19パーセントと高いですが、離職者の層、新入社員か中間職員かといった傾向があるのでしょうか。また離職理由はどういったものでしょうか。

事業団 大半の方が高齢によって離職しています。65歳を超えている方はアルバイトの方がほとんどです。入って間もなく辞められる方は正規職員ではほとんどいません。アルバイトの方は思っていた業務と違ったといった理由で辞められる方がどうしてもおられます。続けておられる方は何十年もという職員もいますし、極端に短く1か月くらいで辞められる方など様々ですが、大半は、年齢的に体力的に厳しくなってきたり退職したいといった理由が一番多いです。

委員 たまたま昨年度はそういう方が多かったということですか。

事業団 はい。そうです。

委員 ホームページを見せていただき、職員のやりがいを喚起するため委員会を設置されており、職員全員がどこかの委員会に属して自分の意見を発言する機会を与えているという記載がありました。職員自身の意見が反映される非常によい取組だと思いますが、どういう委員会があるのか、また、新入職員にも委員会に所属してもらうのかなどどんな状況でしょうか。

事業団 施設の委員会は4委員会ほどありますが、利用者の生活に直結するような行事やレクリエーションだったり、リスクを検討するリスク管理の委員会、衛生管理をする委員会、給食を管理するような委員会、業務改善など様々な委員会を作っています。アルバイト職員は基本配属していません。正規職員、非常勤職員はすべての職員をどこかの委員会に割り振って担当していただくことにしています。特に新卒の職員ですと介護施設が初めてというところもありますので、若い発想で行事やレクリエーションについて入所されている高齢者の方に楽しんでいただくためにはどういうことをすればよいのかを考えていただくということで、行事やレクリエーションの担当をしていただいています。職種によって介護職であったり、看護職であったり、それぞれの得意分野があるので、数年たてば衛生管理の委員会、リスク管理の委員会に分かれていく対応にさせていただいております。

【採点、集計】

(4) 答申

委員長 集計結果が算出されました。

集計結果により、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団が指定管理者候補者として決定いたしました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 選定結果について、異議なしと認めました。

それでは事務局は、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の法人名を明記した答申書（案）を各委員に配付してください。

（事務局配付）

それでは、お手元の答申書（案）を当委員会の答申書として決定したいと思います。よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認め、この答申書（案）を当委員会の答申書として決定いたします。

なお、1点補足ですが、先ほど質問でありました育児介護休業規定について添付がなかつ

たことについて審査をする上で後から提出していただいておりますが、ヒアリングの中で吹田市の職員の育児介護休業規定に準じて対応しているということで、そちらが対応する根拠となっていることが確認できましたので新たに追加の資料は求めないことよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認め、この答申書（案）を当委員会の答申書として決定いたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。その他、事務局の方から、何かございますか。

（５）その他、閉会

事務局 まず、本委員会後のスケジュールにつきまして、再度御説明いたします。11月の市議会へ指定管理者指定に係る議案を提出し、承認が得られましたら、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団と協定を締結し、来年の4月1日からの5年間、指定管理者として施設管理を担っていただくこととなります。

最後に、本選定委員会は今回をもちまして、終了となりますので、事務局を代表いたしまして、福祉部長より御挨拶を申し上げます。

（福祉部長あいさつ）

委員長 それでは、本日の会議は、これで終了いたします。

2回に渡り御参加いただき、ありがとうございました。